

雲南市空き家対策協議会について

1. 名 称 雲南市空き家対策協議会
2. 設置根拠 雲南市空き家等対策の推進に関する条例第 8 条
3. 会議の取扱 法定協議会（市の附属機関）
4. 構 成 団体から推薦をいただいた委員で構成
5. 任 期 2 年（再任可、委員交代の場合は残任期間を引継）
6. 役 員 会長 1 名(委員の互選による)
職務代理者 1 名(会長の指名による)
7. 会 議 定例会（年 1 回）のほか、その他必要に応じて開催
 - ・ 会の成立には、過半数の委員の出席が必要
 - ・ 個人情報について守秘義務あり
 - ・ 議事録には、会長と出席委員 2 名が議事録署名者として署名
（議事録は事務局で作成後、議事録署名者へ依頼）
8. 役 割
 - (1) 空き家対策に関する計画の作成及び変更並びに実施に関すること
 - ①雲南市空き家対策基本計画への意見
 - ②空き家対策に関する実施施策への意見⇒市民目線から専門的な見地までの幅広い意見を反映
 - (2) 特定空き家の判断及び措置の方針に関すること
 - ①特定空き家の判断への意見
 - ②特定空き家に対する措置への意見
 - ・ 特定空き家の認定に相当するか
 - ・ 特定空き家に対する措置の方針について適当であるか

- ・特定空き家に対する措置には、所有者へ次の不利益処分が科せられる
 - ㍑固定資産税の特例除外
 - ㍑標識の設置及び告示
 - ㍑過料
 - ㍑代執行（費用は所有者へ請求し、不払いの場合は督促の上、滞納処分）

(3) その他空き家等対策の推進に関すること

(参考資料)

○空家等対策の推進に関する特別措置法（抜粋）

(協議会)

第八七条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会は、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。

3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

○国の指針（抜粋）

協議会の構成員として、具体的には弁護士、司法書士、行政書士、宅地建物取引業者、不動産鑑定士、土地家屋調査士、建築士、社会福祉士等の資格を有して地域の福祉に携わる者、郷土史研究家、大学教授・教員等、自治会役員、民生委員、警察職員、消防職員、法務局職員、道路管理者等公物管理者、まちづくりや地域おこしを行うNPO法人等の団体が考えられる。これに加え、都道府県や他市町村の建築部局に対して協力を依頼することも考えられる。

○雲南市空き家対策の推進に関する条例（抜粋）

(協議会の設置)

第8条 法第8-7条第1項の規定により、雲南市空き家対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議会の所掌事務)

第9条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

(1) 第7条に規定する計画の作成及び変更並びに実施に関すること。

(2) 特定空き家等の判断及び措置の方針に関すること。

(3) その他空き家等対策の推進に関すること。

(協議会の委員等)

第10条 協議会は、法第8-7条第2項の規定により、市長のほか、市長が委嘱した者(以下「委員」という。)をもって構成する。

2 委員は、15人以内とする。

3 委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前3項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

○雲南市空き家対策協議会運営規則

(趣旨)

第1条 この告示は、雲南市空き家等対策の推進に関する条例（令和2年雲南市条例第33号）第10条第4項の規定に基づき設置する雲南市空き家対策協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 協議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が職務を代理する。

(会議)

第3条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

(意見の聴取等)

第4条 協議会は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(報酬及び費用弁償)

第5条 委員の報酬及び費用弁償は、雲南市非常勤の委員等の報酬及び費用弁償条例（平成16年雲南市条例第50号）の定めるところによる。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、建設部都市計画課空き家対策室において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。